

よくあるお問い合わせ

間接補助金等についての圧縮記帳等の適用について

目詰まり解消プロジェクト等取組支援事業費助成金（平成25～29年度国産水産物流通促進事業）は、国からの補助金を原資として、国産水産物流通促進センターから助成対象者に交付されるものであり、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該助成金の交付を受けた事業者が当該助成金を助成金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、法人税法第42条又は所得税法第42条の規定を適用することができます。

（注）当該助成金のうち、借入金利子や運送経費など、固定資産の取得又は改良以外の部分に充てられた金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することはできません。

尚、平成30年度水産加工・流通構造改善取組支援事業以降も、事務手続き仕組みは同様です。

当センターへのお問い合わせ

代表機関 公益社団法人日本水産資源保護協会

電話番号：03-6680-4277 FAX：03-6680-4128

メールアドレス：ryusoku@fish-jfrca.jp